



平成27年（行ケ）第10044号審決取消請求事件

原告 杉村 和高
被告 特許庁長官 伊藤 仁

副本直送済

準備書面（第1回）

平成27年6月29日

知的財産高等裁判所 第1部 御中

被告指定代理人 住田 秀弘



被告指定代理人 赤木 啓二



被告指定代理人 小野 忠悦



頭書事件について、被告は、次のとおり弁論を準備する。

第1 訴状及び原告準備書面に対する認否

- 1 訴状中の請求の原因「1 特許庁における手続の経緯」については、認める。
- 2 訴状中の請求の原因「2」のうち、「審決の理由は、審決謄本記載のとおりである」については認めるが、「その認定判断には誤りがあり、違法として取り消されるべきである。」は争う。
- 3 訴状中の請求の原因「3 審決の理由に対する認否」のうち、原告が争うとしている点は争う。
- 4 平成27年4月27日付け原告準備書面（以下「原告準備書面（1）」という。）中の「第1 審決の理由に対する認否」（原告訴状に記載していることから省略されている。）については、原告が争うとしている点は争う。
- 5 原告準備書面（1）中の「第2 原告の主張」について、「主張その1」のうち、「（ロ）」の「今まで指摘されたことはありませんでした。ですから、この現象は新しく発見された自然法則であると言えます。」、及び「（ハ）」の「従来に無かった考え方であり、新しい概念であると言えます。」は争う。
- 6 原告準備書面（1）中の「第2 原告の主張」について、「主張その2」～「主張その5」（対比、判断、むすび）は争う。
- 7 原告準備書面（1）中の「第2 原告の主張」について、「主張その6」のうち「不正」と主張する点については争う。

第2 被告は、原告準備書面（1）における審決の取消事由に対して、次のとおり反論する。

- 1 取消事由（本願発明と引用発明との一致点及び相違点についての誤り）に対して

[原告主張の概要]

- (1) 相当関係について

審決の4. 対比(b)において、「引用発明の「河川の水 flow の主力を河心に誘導して高速度を以って流下する自然の水 flow の掃流力を利用して河床心堤の両側に沿った河床を洗掘し、定水路6, 7を建設し」は、」と、あたかもそれが書証甲1引用発明からの直接的引用であるかのように記述しているが、原文の書証甲1引用発明の2頁左側9行目から16行目までの文章の一部分を省略して、直接には記述のない部分を付け加えた文章である。

書証甲1引用発明は、増水の際に河川の中央から移動しようとする河心を、河床心堤を建設することにより河川の中央にとどめようとするものであると考えられ、「土砂の流下を促進させる作用」のことは全く触れておらず、その法則を思わせる記述も全くない。

書証甲1引用発明では、河床心堤を設置した河川の中央の流れが早くなるから、より多くの土砂が流下することを記述している。しかし、それが、河川中央であることによるものか、或いは河床心堤に起因する作用であるのかは、定かではない。

したがって、審決の4. 対比(b)の「引用発明の「河川の水 flow の～河床を洗掘し、定水路6, 7を建設し」は、河川中央付近の定水路は水 flow が高速になるから、水 flow の掃流力により土砂等の流下を促進させる作用も有していることは明らかである。」との記述は全く不当なものである。

(2) 一致点について

一致点の記述は2つの点で誤っている。

1つ目は、4. 対比(a)において記述されていた「～また、同「河床心堤3」は「河川の中央に」設けられていることから～」(審決3頁4. 対比(a)26行目)が抜け落ちた対比になっている。本願請求項1に係る発明では、その設置場所を河川の中央に限っていない。流れのある場所ならどこにでも設置可能である。2つ目は、「～連続して設置固定することで、土砂の流下を促進させる方法。」と記述されているが、書証甲1引用発明は「土砂の流下を促進させる方法」ではない。

(3) 相違点について

「本願発明は、杭あるいは柱を、連続的に列柱状に設置固定したのに対し、引用発明はそのような特定について定かでない点。」と記述されているが、書証甲1引用発明が定かではないとしたのは、意味が不明である。

理由の3. 引用例及び周知例等のA引用例(1 a. 1 b. 1 c) (審決1～2頁目)において、引用発明を詳細に説明しているのにも関わらず、何をもって定かではないとするのか。

[被告の反論]

(1) 相当関係について

ア 審決の4(b)における「河川の水流の主力を河心に誘導して高速度を以って流下する自然の水流の掃流力を利用して河床心堤の両側に沿った河床を洗掘し、定水路6. 7を建設し」の記述は、審決の3. Aに認定した引用発明の一部を摘記したものであるところ、審決の3. の内容については、原告も認めているものであるが(訴状の請求の原因3(2))、引用発明の当該認定に誤りがないことについてさらに説明する。

審決は、引用例である甲第1号証の第2頁左欄第8行～第29行の「本発明は河道を流下する水流蛇行を矯正するを以つて目的としたもので、河心に沿つて河床に河床心堤を設けて河川の水流の主力を河心に誘導して高速度を以つて流下し、流下する自然の水流の掃流力を利用して河床心堤の両側に沿つた河床を均等に洗掘して河心に沿つて河川の定水路を自働的と建設し、之れを保護して蛇行する水流を矯正し、以つて水災を未然に防止せんとするものである・・・6, 7は河床心堤の作用に依つて心堤の両側に沿つた河床が、流下する自然の水流に洗掘されて自働的に出現した河川の定水路・・・を示したものである。」との記載、及び、河川の中央に河床心堤3が設けられたことが示された第1図の記載を根拠に、引用発明の当該認定を行ったものである(審決3. A(1 b)及び(1 c))。

そして、引用例に記載された発明である引用発明を認定するにあたり、引用例の記載どおりに一言一句違わず認定するものではなく、引用例に記載されている事項の本質的な部分を中心にして、そこに任意付加的な要素を取捨選択することによって、本願発明との対比及び判断を誤りなく行うことができるように過不足なく発明を認定するものである。

したがって、上記甲第1号証の記載とは完全に同じ記載ではないとしても、甲第1号証の第2頁左欄第8行～第29行及び第1図の記載からみて本質的な部分から構成した上記記述のとおり引用発明を認定した判断に誤りはない。

イ 原告が主張するように、甲第1号証には、「水流の掃流力により土砂等の流下を促進させる作用がある」との直接的な記載は無く、引用発明の目的が河心を河川中央にとどめようとするものであるとしても、引用発明が「河川の水flowの主力を河心に誘導して高速度を以って流下する自然の水flowの掃流力を利用して河床心堤の両側に沿った河床を洗掘し、定水路6, 7を建設」することからみて、河床心堤の両側に沿った河床の土砂の流下を他の位置の土砂の流下よりも促進させていることに変わりはない。

そして、甲第1号証の上記記載（審決3. A（1b）,（1c））から、河床心堤を設けたことにより、土砂の流下が促進されたと解するのが文言上自然な解釈であり、後記する技術常識（後記4（1））からもそのように解するのが合理的であるといえるから、引用発明が「河川中央付近の定水路は水流が高速になるから、水流の掃流力により土砂等の流下を促進させる作用も有していることは明らかである。」との判断に誤りはない。

（2）一致点について

ア 本願発明における杭あるいは柱を設置する場所について、本願の特許請求の範囲をみても、「水の流れの中に」あるいは「流れの方向に沿って」との記載はある

ものの、その水の流れの方向と直交する方向についての限定はないことから、本願発明は、柱あるいは杭の設置する場所を限定した発明ではなく、原告が、その設置場所を河川の中央に限っていない、流れのある場所ならどこでも設置可能であると主張するとおり、水流の中ではどこでも設置可能であるといえる。

そうすると、引用発明が、河床心堤3が設けられる場所が、たとえ、河川の中央に限定されるものであったとしても、河川の流れのある場所に設けられていることに変わりはないから、本願発明の杭あるいは柱を「水の流れの中に」あるいは「流れの方向に沿って」設置することと、引用発明の河床心堤3を「河川の中央」に設けることとは、相違するものではなく、一致点といえる。

したがって、本件審決の一致点の判断に誤りはない。

イ 原告は、「土砂の流下を促進させる方法」である点は一致していないと主張しているが、上記（１）イで述べたとおりであるので、土砂の流下を促進させることに関して、一致点の判断に誤りはない。

（３）相違点について

甲第１号証の発明の詳細な説明において、河床心堤３との記載は多数あるものの、その構造を説明した記載は見当たらず、例えば河床心堤３が、コンクリート等のパネル状のもので構成しているのか、ブロック状のもので構成しているのか、または、杭や柱等の部材を連続して並べて構成したものであるのか等、引用発明の河床心堤３の構造に関する具体的な記載がない。

さらに、河床心堤３の構造に関し、河道の平面図である第１図からは河川の流れ方向に連続した壁状の部材らしきものが読み取れ、また、河道の断面図である第２図及び第３図では、河床心堤３の断面が読み取れるものの、当該図面が略図であることを勘案すると、第１図～第３図には、河床心堤３の形状が詳細に記載されているものではない。

つまり、甲第1号証の記載からは、引用発明の河床心堤3の構造は明らかではない。

したがって、引用発明の河床心堤3は、本願発明のように、杭あるいは柱を、連続的に列柱状に設置固定したものであるかは不明であるから、その旨を述べた審決の相違点の認定に誤りはない。

2 取消事由（相違点の判断の誤り）に対して

〔原告主張の概要〕

（1）相違点の判断について

ア 審決では、「～したがって、杭あるいは柱を、連続的に列柱状に設置固定して、水流を、誘導したり制御することは、河川等の工事技術において周知技術にすぎないことである。」（審決4頁16行目以後）としているが、本願発明は従来に無い新しい考え方による新しい発明であり、甲2周知例1あるいは甲3周知例2の発明から、本願発明を「～当業者が容易に想到し得たことである。」とする主張は認められない。

甲2周知例1は、その目的を「～土砂流下防止工法。」（甲2周知例1，特許請求の範囲1頁目左側7行目）としており、甲3周知例2は、その目的を「～水路用パネルを提供すること。」（甲3周知例2，要約1頁目5行目）としている。

また、甲2周知例1での柱は「抵抗ブロック」を伴っており、甲3周知例2での柱は「半丸太」である。

このように、河川工事においてそれぞれに柱が使用されていても、その目的も、その使用方法も、その形状も異なっている。当然、それぞれの考え方が異なっていることは言うまでもない。

杭や柱を使用することが「～河川等の工事技術において周知技術にすぎないことである。」としても、甲2周知例1や甲3周知例2の技術のそれぞれから、本願発明を「～当業者が容易に想到し得たことである。」（理由5．判断（1）審決4頁

21行目)とするのは明らかに誤りである。

イ 甲1引用発明, 甲2周知例1, 甲3周知例2, のいずれもその目的は本願発明とは異なり, それぞれの発明の作用もそれぞれに異なっている。

また, 本願発明は新しい考え方によって想起されたものであって, その作用「土砂の流下を促進させる」も従来に無かった作用を示している。

にもかかわらず, 審決が「そして, 本願発明の作用効果は引用発明及び周知技術からみて格別のものではない。」と記述したのは何故か。

(2) 審判請求人の主張に対する反論について

ア 甲4出願当初明細書【0033】より【0037】まで, 及び【図2】より【図6】まで, では, 本願の「連続性」又は「連続」が, 「隙間なく連続」という意味でも用いられ, これらの記述は, 特許される発明と, いわゆる発明とを区別できなかったことによる混乱した記述である。

その後, 平成24年7月10日の審査請求の際に書証甲5手続補正書を提出して, これら混乱した請求項を削除し, 書証甲8平成25年7月24日付けの手続補正書においても請求項を補正している。

実際, 審決においても, 本願の特許請求の範囲の請求項1に係る発明は, 本願請求の請求項1の文章をそのまま引用している。

すなわち, 「審決」においても甲10審判請求書においても, その「連続性」又は「連続」を問題とするならば, 「～杭あるいは柱を, 流れの方向に沿って連続して列柱状に設置固定すること～」における「連続性」又は「連続」の問題でなければならない。

にもかかわらず, 過去においても争点となることもなかった甲4出願当初明細書の記述と図を突然持ち出して争点に加えるのは, 全く持って混乱した方法であり, 適正な方法とは言えない。

であるから、理由の5. 判断（2） a. の後段の「～隙間なく連続した列柱状の構造物と、間隔を設けて設置された構造物が図示されている。」と、それに続く「～本願の「連続性」又は「連続」について、「隙間なく連続」という意味に用いられているといえる。」とは、全く矛盾した記述となっている。

理由の5. 判断（2） 審判請求人の主張について a. 杭あるいは柱の「連続性」又は「連続」についての記述は、これを認めることは出来ない。

イ 甲1引用発明ではその目的を確かに「～以って水災を未然に防止せんとするものである。」（甲1引用発明2頁左側15行目）としているが、本願発明では、そのような記述はどこにもない。

本願発明では「増水時の河川の氾濫を防止することを目的」として本願発明の構造物を設置する場合があり得る事が予想されますが、必ずしもそのことをのみ想定している訳ではない。

であるから、「その意味では本願発明と共通した目的を有している。」との記述は正確さを欠いた記述である。

〔被告の反論〕

（1）相違点の判断について

審決において周知例として提示した甲第2号証及び甲第3号証に記載されたものは、原告が主張するように、杭等を浸食（洗掘）防止や水路用パネルに用いるものであり、その形態が抵抗ブロックや半丸太である。しかしながら、浸食を防止したり水路用パネルに用いることは、水流の方向を誘導もしくは制御しているといえるし、また抵抗ブロックや半丸太であるとしても、その形態の違いが、連続的に列柱状に配置して水流の方向を誘導もしくは制御することに関し、その効果が低下する等の影響は認められない。つまり、甲第2号証及び甲第3号証の記載から、杭あるいは柱を、連続的に列柱状に設置し、水流を、誘導したり制御することが、河川等

の工事技術において周知技術であることがわかる。

そして、甲第1号証に河床心堤3の構造に関する具体的な記載がないことからしても、引用発明において、どのような形態で河床心堤3を構成するかについて適宜に決めうることは、当業者が容易に理解できるから、上記周知技術を参考にして、当該河床心堤3を構成することは、当業者にとって格別困難なことではない。

原告は本願発明が従来に無い新しい考え方による新しい発明であると主張するが、本願発明の奏する作用・効果は、後記の技術常識（河川の蛇行点、大きな石、橋脚、杭等の構造物の周囲に洗掘が起ることやそのような洗掘を利用すること、後記4（1））に照らせば、当業者が十分に予測できる範囲内のものであって格別なものではない。

つまり、上記のような技術常識を備えた当業者であれば、引用発明において河床心堤3に周知技術を適用すれば、杭あるいは柱の周囲に洗掘が起り得ることや、土砂等の流下を促進させる引用発明においてそれが好適であることを十分に予測できるから、そのような作用・効果も期待して、河床心堤3に関し周知技術を採用することは容易になしうる、というべきである。

したがって、甲第2号証及び甲第3号証から読み取れる周知技術の認定、及び周知技術に基づいて、当業者が相違点に係る本願発明の特定事項とすることを容易に想到し得たとする判断に誤りはない。

（2）審判請求人の主張に対する反論について

本願発明における「連続」の意味は、本願明細書の記載を参酌すれば、隙間なく連なっていること、並びに若干間隔を空けて連なっていること、の両方を含んでいるものと認められる。

補正後の本願明細書（本件の公開公報である甲第4号証、甲第5号証及び甲第8号証）において、審決で示したとおり段落【0032】には、「連続」に関して「これらの柱は全体として連続している必要がありますが部分的に間隔があっても問

題ありません。」と記載され、また図1には、隙間なく連続した列柱状の構造物と、間隔を設けて設置された構造物の両方が図示されている。

原告は、補正を行って「連続」の意味を明確にしたと主張するが、補正後の本願明細書のこれらの記載からみて、「連続」が意味するものは、必ずしも柱が間隔を空けて連なっている状態のみを言うのではなく、柱が間隔を空けて連なっていること及び隙間なく連なっていることの両方の意味を含むものである。

なお、原告は矛盾した記述となっている旨主張するが、審決では、上記のとおり、両方の意味を含んでいることを説明したに過ぎず、「隙間なく連続」という意味にも用いられていることは言うまでもない。

したがって、「連続」に関する審決の認定・解釈に誤りはない。

3 取消事由（6. むすびの誤り）に対して

〔原告主張の概要〕

審決、理由6. むすびの「本願発明は引用発明及周知技術に基いて当業者が容易に発明することができたものであり～本願は拒絶すべきものである。」との記述は明らかな誤りである。したがって、特許庁が不服2013-25225号事件について平成27年1月20日にした審決の取り消しを求める。

〔被告の反論〕

上記1及び2で述べたとおり、本願発明と引用発明との一致点及び相違点の認定、並びに相違点の判断に誤りはないから、審決が「本願発明は引用発明及周知技術に基いて当業者が容易に発明することができたものであり、・・・本願は拒絶すべきものである。」と判断したことに誤りはない。

4 原告のその他の主張に対して

〔原告主張の概要〕

(1) 本願発明の根拠とする自然現象と本願発明

大きな石や岩が周囲の土砂の流下を促進する現象は、水の流れる場所に大きさの異なる土砂があればどこにでも発生している。水流が強ければ強いほど、土砂の大きさの差が大きければ大きいほどその作用は強くなることは、従来より多くの人に知られていた現象である。しかし、それらが、水流がある場所に大きさが異なる土砂があれば、共通して発生している自然現象である事は、今まで指摘されたことはなかった。であるから、この現象は新しく発見された自然法則であると言える。

本願発明は、上述の現象を利用した発明である。

本願発明は、石や岩の替りに、杭や柱を水底に固定することによって、この作用を継続的に発生させる。杭や柱であっても固定してその場所にあり続ければ、増水の時でも動かない石や岩と同じ働きをする。

上述の現象を利用した発明である本願発明は、従来には無かった考え方であり、新しい概念であると言える。

(2) 本願発明と甲1引用発明との違い

杭あるいは柱の連続性について、本願発明の請求項及び明細書の記述から、より解り易い例を説明する。

本願発明と甲1引用発明とでは、その設置場所とその構造が大きく異なっている。本願発明は、水流の中に、杭あるいは柱を、流れに沿って列柱状に設置固定するのに対し、甲1引用発明では、河川の中央に、塀状の河床心堤を、河心に沿って設置固定する。この違いが端的に表れている設置例が考えられる。

河口岸辺の片側や両側から海に向かって、導流堤が築かれていることが多くある。浜辺の土砂を海岸線に沿って移動させているのは、海から浜へと打ち上げている波の力である。打ち寄せる波の方向が、陸に向かって真っ直ぐではなく、海岸線のどちらかの方向に偏っているときに、海底にあった土砂や波打ち際にあった土砂が、海岸線に沿って移動する。

前述の河口に設置された導流堤は、上述の土砂の移動作用を妨げてしまう。

本願発明の甲4公開特許公報【発明の詳細な説明】【0028】では、この点に関し、「～、河川最下流部の河口において、土砂が河口を塞ぐ場合にもこの構造物の設置は効果が期待できます。」と記述している。

甲4公開特許公報【選択図】【図1】で、右側の連続した列柱状の柱を河口の上流側に設置し、左側の間隔を開けて列柱状に連続した柱を河口の海側に設置すると、土砂を海岸線に沿って移動させる波が発生した時でも、海側に連続して設置された柱は、その間隔が開けてあるから、移動する土砂は柱と柱の間を通過していく。移動する土砂は斜めや横方向に打ち上げられる波によって、波打ち際を移動するから、間隔を開けて連続して設置した柱はその移動を妨げる事が多くない。

上述した事例を考慮すれば、河川の中央に塀状の河床心堤を河心に沿って設置固定することにより、河床心堤の両側に沿った河床を均等に洗掘して河心に沿って河川の定水路を自動的に建設する、甲1引用発明から、本願発明を「当業者が容易に想到し得たことである」と主張するのはほとんど荒唐無稽だといえる。

また、同様に、甲2周知例1、甲3周知例2をもって、本願発明を「当業者が容易に想到し得たことである」と主張することも明らかな誤りである。

(3) 不正について

審決は、真摯な態度をもって本願発明を審査したものではない。「本願は拒絶すべきものである」との結論が審査の前に決定されていて、それに副うように論述を進めたものである。

このような不正の発生は、原告が、個人で、特許を出願し、審査請求をし、審判請求をしたことと関連していると考えている。

知財高等裁判所で訴訟を起こすのは、費用の問題、法律の知識が必要なこと、時間的余裕も十分に必要であることがあり、簡単な事ではない、特許庁の審査官はこれらの事を十分に承知して、審決をしていたのである。原告が知財高等裁判所に訴

訟を起こすことは無いと確信していたのに違いない。

[被告の反論]

(1) 本願発明の根拠とする自然現象と本願発明

原告が本願発明の根拠とする自然現象が新しく発見された自然法則ではないことを立証するため、乙第1号証ないし乙第7号証を提示する。

乙第1号証に、

「これまでは、淵は図2・2のようにS型、R型、M型、D型に分類されている³⁾。・・・R型は巨大な岩や橋脚部の周辺に生じる深掘れである。M型は河川の蛇行点にできる淵、・・・である。・・・土砂水理学でいう局所洗掘という観点的から図2・3に示すように、階段状河床型、落差型、彎曲型、砂州型、局所洗掘型、湛水型に分類した。以下、各々について簡単に説明する。」(35頁)

「(5) 局所洗掘型

大岩、橋脚、水制等の周辺部は一般に局所洗掘が生じ、R型に対応する淵が形成される。」(38頁)

と記載され、乙第2号証に、

「淵には様々な種類がありますが川那部ほか³⁾は「もっとも基本的な淵の分類は地形的・成因的な面から考えるべき」として、次の5つに分類しています。

- ① 蛇行型の淵：流路の屈曲部すなわち蛇行点にできる淵。
- ② 岩型の淵：巨大な岩のまわりに形成される淵。また、岩盤の大きなへこみや突出部の周囲にも形成される淵。」(42頁)

と記載され、乙第3号証に、

「3) 置石

平水時に流路となる位置に巨石を置く工法で、主として景観を向上させたり、巨石周りに局所洗掘を引き起こすことによって淵を形成するなどの目的で設置さ

れることが多い。」（5－25頁）

と記載されているように、河川の蛇行点や巨大な岩の周りに局所洗掘が発生することは、河川水理学の分野において、よく知られている事項である。

また、乙第4号証に、

「はじめに

河川の流れの中に橋脚のような構造物がある場合、その周りでは水の流れに乱れが生じます。こうした流れの乱れによって構造物の周囲だけが凹状に掘れる現象を「洗掘」または「局所洗掘」といいます（図1）。この洗掘が進行し、橋脚の底を支える地盤までも浸食されてしまうと、橋脚に沈下や傾斜が発生する場合があります。また、さらにその程度が著しい場合には橋脚が倒壊することもあります。

どうして掘れるのか

どうして橋脚の周りだけが掘れるのでしょうか。河川の流れの中に橋脚などの構造物があると流れを妨げることとなり、流水が橋脚の周りをすり抜けたり、盛り上がったたり、橋脚に沿って下向きに流れたりします（図2）。このうち下向きの流れが河床まで達すると砂利や砂（河床材料といいます）を巻き上げます。巻き上げられた河床材料は下流に向かう流れによって、運ばれていきます。このとき流れが速いほど、たくさんの河床材料を巻き上げるとともに、より大きな河床材料を下流方へ運びます。一般に、河川が増水するほど流れが速くなり、その分だけ、遅いときに比べてよりたくさん掘れるようになります。」（38頁）

と記載され、乙第5号証に、

「産業上の利用分野

本発明は、河川、海岸等の水上に設けられる道路もしくは橋、鉄橋等において、橋脚の接する水底の土砂が水流、波浪により洗掘されるのを防止する橋脚洗掘防止装置に関する。

従来技術

上記橋脚は通常、第7図に示すように、水底の土中に杭01を打ち、この杭の頭部にフーチング02を設け、該フーチング02の上に橋脚03を設置するが、橋脚03の基部は或る深さに亘って土中に埋没されている。

しかし橋脚基部を覆っている土砂は、橋脚に当る水流の乱れにより、図に示すように徐々に洗掘されて行き、ついにはフーチング02、杭01まで露出されて橋の傾斜、倒壊を招く恐れがある。」（1頁左下欄8行～右下欄2行）と記載されているとおり、橋梁の技術分野において、橋脚の基礎部が局所洗掘されることも、よく知られている事項である。

さらに、乙第6号証に、

「【0010】この堆砂防止工10の位置では、取水流が定常的に存在していると同時に高波浪時の海浜流が共存しており、かかる共存条件下において、各杭11の周囲では、図3、図4に示すように、流水速度、杭径Dの関係から、半径R、深さZの一定の洗掘孔12が形成されることが知られており、予想される洗掘孔12の半径を考慮し、図2に示すように、各杭1の周囲の洗掘孔12が互いに重なり合う間隔で、杭群を千鳥状に立設している。

【0011】このように構成される堆砂防止工10では、海浜流によって運ばれる漂砂は、堆砂防止工10に遮られて航路5内への流入が一部遮断され、且つ、湾奥方向に向かう定常流と、波浪とが共存しているため、杭11間には大きな洗掘作用が生じ、堆砂防止工10位置には漂砂の堆積が生じなくなり、従って航路への堆砂が防止される。

【0012】【発明の効果】上述のように、本発明に係る取水港湾における局所堆砂防止工においては、港口等の波と流れが共存する位置の水底に、一定間隔を隔てて多数の杭を立設した杭群を設置することにより、その部分に強い洗掘が生じることとなり、これを局所堆砂の生じ易い部分に設置することによって、その部分の堆砂が防止されることとなり、堆砂による航路等の埋没を防止することができる。」

と記載され、乙第7号証に、

「【技術分野】

【0001】

本発明は流木捕捉構造物、特に山間部の沢や谷に設置され、流水によって運ばれた流木を捕捉する流木捕捉構造物に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、河川を横断するように設置され、流木や土石流を堰き止めるためのスリットダムやコームダム（comb：櫛）が知られている。例えば、コームダムは、流れ方向と平行に河床に鉛直に立設された複数本の杭と、該杭を連結する連結桿と、からなるユニットを、河幅方向に間隔を設けて配置するものである（例えば、特許文献1参照）。

【0003】

【特許文献1】特開2005-200933号公報（第3-4頁、図2）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、特許文献1に開示された発明は、河床に鉛直に立設された杭によって流木を捕捉しようとするものであるため、以下の問題があった。

（あ）杭が鉛直に立設されているため、集合しないまま数本単位で流れて来る流木に対しては、最初の数本が引っ掛かるまでに流出する流木も多い。

（い）また、一旦、捕捉された後も、後続の流木が沈み込むようにして流れ出す。

（う）さらに、杭の下部が地中（河床に同じ）に埋没するように立設するものであるから、通常、河床には礫や岩が堆積しているため、地中への杭の打ち込み作業が困難であって、山間部への当該作業のための重機の搬入も困難であ

る。

（え）流水、洪水あるいは土石流によって杭根元部に洗掘（深掘）が発生する。」

と記載されているように、流水中の杭等の構造物の根本に局所洗掘が起こることは、従来より一般的に良く知られ、且つ指摘された事項であることから、原告が主張するように、従来より指摘されたことがなかったり、新しく発見された自然法則には該当しない。特に乙第3号証や乙第6号証に記載されているように、岩や杭等によって、積極的に淵を形成させたり、洗掘を発生させて堆砂を防止すること、すなわち、積極的に特定位置の土砂を流れさせて排出することも、従来より知られていたことである。

以上のとおり、本願発明は従来より指摘されることがなかった現象を利用したとの原告主張は誤りである。

そして、上記のような技術常識に照らすと、引用発明において、流れの中に河床心堤を設けたことにより、その周囲に局所的な洗掘が生じることは技術的に明らかである。甲第1号証には、このような事象も含め、水流の掃流力によって洗掘する旨記載されているのである。

（2） 本願発明と甲1引用発明との違い

前述のとおり、本願発明は、杭あるいは柱を間隔を空けて連続したものに限定したものではなく、隙間なく連続したものも含む発明であるし、設置箇所が河口に限定されたものでもないから、本願発明が間隔を空けて連続して杭を設置することを前提として、河口の防潮堤（導流堤）との差異を主張することは、本願発明の特定事項に基づかないものであって、失当というべきである。なお、本願発明の特定の実施形態により原告主張の効果が期待できるとしても、技術常識から予測の範囲内のことである（乙第6号証）。

(3) 不正について

拒絶査定不服審判事件において、特許庁審判官は国民全体の奉仕者として中立の立場で公正に審理を行っており、その審理の対象は特許請求の範囲に記載された発明であるから、審判請求人が個人であるか、それとも企業であるかは、審理及びその結果である審決に影響することはない。

既に述べたとおり、本件審決の認定・判断に誤りがないことから明らかなように、本件審決についても、請求人が個人であるからといって予断をもって審理を行ったものではなく、適正な手続によりなされており、原告が主張する不正などというものは存在しない。

第4 　むすび

以上のとおり、審決の認定・判断には誤りはなく、また、審判官に不正はないので、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。